

議案第44号

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例について

国が定める「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準」といいます。）の一部改正を踏まえ、港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和2年港区条例第53号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

保育所等における障害のある子どもや医療的ケア児の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援を確保・充実させるため、理学療法士、心理職等の専門職の活用を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンの推進を図る基準改正が行われました。

この基準改正を踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

- （1）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を、1人に限り、保育士に代えることができることとします。
- （2）その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表

改正案	現行
(前略) (保育従事職員の資格) 第六条 (略) 2 3 4 (略) 5 前条第三項に定める保育従事職員(第一項、第二項及び前項に規定する登録を受けた者に限る。)については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)(又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。))をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、児童福祉	(前略) (保育従事職員の資格) 第六条 (略) 2 3 4 (略)

法第十八条の十八第一項の登録を受けた者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(中略)

付 則

(施行期日)

1 (略)

(幼稚園型認定こども園の調理設備の基準に関する特例)

2・3 (略)

(認定こども園の職員の配置の基準に係る特例)

4 (略)

5 第六条第五項の規定により第五条第三項に定める保育従事職員を特定理学療法士等をもって代える場合又は前項の規定により第五条第三項に定める保育従事職員を保健師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等及び当該保健師等の総数は、同項の規定により置かなければならない保育従事職員の数の三分の一を超えてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(中略)

付 則

(施行期日)

1 (略)

(幼稚園型認定こども園の調理設備の基準に関する特例)

2・3 (略)

(認定こども園の職員の配置の基準に係る特例)

4 (略)

5 前項の規定により第五条第三項に定める保育従事職員を保健師等をもって代える場合においては、当該保健師等の総数は、同項の規定により置かなければならない保育従事職員の数の三分の一を超えてはならない。